

## 受益証券等の直接募集等に関する規則の一部改正（案）

新	旧
受益証券等の直接募集等に関する規則	受益証券等の直接募集等に関する規則
第1章 総 則 (目的) 第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集若しくは私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。）及びその他の業務、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱及びその他の業務、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務（以下「直接募集等」という。）に関し、顧客に対する投資勧誘、顧客管理等の必要な事項を定め、直接募集等を公正かつ円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。	第1章 総 則 (目的) 第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。）及びその他の業務、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱及びその他の業務、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務（以下「直接募集等」という。）に関し、顧客に対する投資勧誘、顧客管理等の必要な事項を定め、直接募集等を公正かつ円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。
第1条の2  第2章 投資勧誘 (法令等の遵守) 第2条 正会員は、直接募集等を行う場合には、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令及び本会の諸規則（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。	第1条の2  第2章 投資勧誘 (法令等の遵守) 第2条 正会員は、直接募集等を行う場合には、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令及び本会の諸規則を遵守するものとする。

新	旧
第3条～第4条  第3章 服務基準 (禁止行為) 第5条 正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(4) (略) (5) 受益証券等を <u>取得</u> することを条件として当該委託業者等の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為 (6)～(13) (略)	第3条～第4条  第3章 服務基準 (禁止行為) 第5条 正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(4) (同 左) (5) 受益証券等を <u>購入</u> することを条件として当該委託業者等の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為 (6)～(13) (同 左)
第6条～第6条の3  (顧客の本人確認等) 第7条 正会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」という。）及び関係法令の定めるところにより本人確認等を行わなければならない。また、正会員が顧客から受益証券等に係る保管会社（第11条第3項に規定する保管会社をいう。）への保管の依頼を受けた場合も同様とする。	第6条～第6条の3  (顧客の本人確認等) 第7条 正会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」という。）及び関係法令の定めるところにより本人確認等を行わなければならない。また、 <u>投資信託委託業者</u> が顧客から受益証券等に係る保管会社（第11条第3項に規定する保管会社をいう。）への保管の <u>委託の取次ぎ</u> の依頼を受けた場合も同様とする。
2  (反社会的勢力との取引の遮断) 第8条 正会員は、 <u>次の各号に掲げる者</u> （以下「反社会的勢力」という。）との取引は行わないものとする。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2	2  (暴力団員等との取引の抑制) 第8条 正会員は、 <u>暴力団員、暴力団関係者、いわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者</u> （以下「暴力団員等」という。）との大口現金取引その他暴力団の資金獲得活動等を助長するような取引は

新	旧
<p><u>号に規定する暴力団をいう。)</u></p> <p>(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）</p> <p>(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）</p> <p>(5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）</p> <p>(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）</p> <p>(7) 特殊知能暴力集団等（第1号から第6号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）</p> <p>(8) その他前各号に準ずる者</p>	行わないものとする。

新	旧
2 正会員は、既存顧客が <u>反社会的勢力</u> であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消するよう努めるものとする。	2 正会員は、既存顧客が <u>暴力団員等</u> であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消するよう努めるものとする。
3 正会員は、 <u>反社会的勢力</u> との取引の <u>遮断</u> に際し、何らかの暴力的行為その他の不当な行為等に直面したときは、所轄の警察当局等に連絡するものとする。	3 正会員は、 <u>暴力団員等</u> との取引の <u>抑制</u> に際し、何らかの暴力的行為その他の不当な行為等に直面したときは、所轄の警察当局等に連絡するものとする。
4 (略)	4 (同 左)
第9条～第10条の2 (略)	第9条～第10条の2 (同 左)
第5章 受益証券の <u>保管の預託及び分別管理並びに金銭の分別保管等</u> (受益証券の <u>保管の預託及び分別管理</u> ) (第1項削除、第2項～第3項を繰り上げ)	第5章 受益証券等の <u>預託の受入れの禁止及び金銭の分別保管</u> (受益証券等の <u>預託の受入れの禁止</u> ) 第11条 <u>投資信託委託会社等会員（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。以下本条及び第12条、第13条、第13条の2において同じ。）</u> は、顧客より保管会社への受益証券の保管の依頼を受けた場合は、当該保管会社へこれを行うことができるものとする。
2 (略)	2 正会員は、顧客より保管会社への受益証券等の保管の <u>委託の取次ぎ</u> の依頼を受けた場合は、当該保管会社へこれを行うことができるものとする。
3 <u>投資信託委託会社等会員は、口座管理機関として振替口座簿への記載又は</u>	3 前項に規定する保管会社は、細則で定める保管会社とする。 * 細則第3条  (新 設)

新	旧
<p>記録により管理している投資信託受益権について、口座管理機関に関する命令（平成14年内閣・法務・財務令第2号）第2条第1号に基づき、金商法第43条の2第1項及び第2項に規定する方法に準じた方法により、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。</p> <p>4 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する投資信託受益権の分別管理の状況について、口座管理機関に関する命令第2条第1号に基づき、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上定期的に、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による監査を受けなければならない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>5 前項に規定する監査は、細則に定める事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）を作成し、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第〇〇号」『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』に定められている公認会計士等による分別管理の法令等遵守に関する保証業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査」という。）とする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>* 細則第3条の2</p> <p>6 投資信託委託会社等会員は、前項に定める経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>7 投資信託委託会社等会員は、前項の手続の過程で把握した事項及び手続の</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>結果について記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>8 投資信託委託会社等会員は、公認会計士等による分別管理監査を受け、分別管理監査の結果に係る報告書（公認会計士等から提出される「分別管理の法令等遵守に関する保証報告書」をいう。以下「分別管理監査報告書」という。）を受領したときには、細則に定める様式により本会に速やかに届け出るものとする。</u></p> <p><u>ただし、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方の登録を受けている投資信託委託会社等会員が直接募集に係る顧客からの出資金の預託を第一種金融商品取引業の業務（有価証券等管理業務）として分別管理を行い、かつ、日本証券業協会に分別管理監査報告書を提出している場合に限り、本会への届出は不要とする。</u></p> <p>* 細則第3条の2</p> <p><u>(金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止)</u></p> <p><u>第11条の2 投資法人資産運用会社会員（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社である正会員をいう。）は、その行う投資運用業に関して、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け入れてはならないものとする。</u></p> <p><u>(金銭の分別管理)</u></p> <p>第12条 投資信託委託会社等会員は、顧客から預託を受けた金銭について金商法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法及び受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則に基づき、自己の財産と分別して保管しなければならないものとする。</p>	<p><u>(新 設)</u></p>
	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(分別管理)</u></p> <p>第12条 投資信託委託会社等会員は、顧客から預託を受けた金銭について金商法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法及び受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則に基づき、自己の財産と分別して保管しなければならないものとする。</p>

新	旧
<p>2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する預託を受けた金銭の分別管理の状況について、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上、定期的に公認会計士等による<u>分別管理監査</u>を受けなければならぬ。</p> <p>* 顧客分別金信託に関する細則</p>	<p>2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する預託を受けた金銭の分別管理の状況について、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上、定期的に公認会計士<u>又は監査法人の監査</u>を受けなければならない。</p> <p>* 顧客分別金信託に関する細則</p>
<p><u>3 第11条第5項から第8項は、本条において準用する。</u></p> <p>第12条の2～第13条 (略)</p> <p>(追加型投資信託の収益分配金による再投資)</p> <p>第13条の2 <u>投資信託委託会社等会員</u>は、追加型投資信託の収益分配金の再投資（以下「再投資」という。）について、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(営業役職員の届出等)</p> <p>第14条 正会員は、新たに役職員を直接募集等の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により<u>事前に</u>本会に届け出るものとする。</p> <p>ただし、新たに直接募集等の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会員の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「日証協外務員規則」という。）第3条の規定に基づき登録された外務員である場合には、当該役職員の名簿（氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。）の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務</p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p>第12条の2～第13条 (同 左)</p> <p>(追加型投資信託の収益分配金による再投資)</p> <p>第13条の2 <u>投資信託委託会社会員（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社である正会員をいう。）</u>は、追加型投資信託の収益分配金の再投資（以下「再投資」という。）について、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p>(営業役職員の届出等)</p> <p>第14条 正会員は、新たに役職員を直接募集等の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により本会に届け出るものとする。</p> <p>ただし、新たに直接募集等の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会員の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「日証協外務員規則」という。）第3条の規定に基づき登録された外務員である場合には、当該役職員の名簿（氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。）の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務</p>

新	旧
員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。	員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。
2 前項の規定に基づき営業役職員の届出があった者について、退職等の理由により当該業務に従事しなくなった場合 <u>又は氏名に変更があった場合</u> には、細則に定める様式により本会に届け出るものとする。 ただし、当該業務に従事しなくなった者が、同時に日証協外務員規則第10条第1項第3号の規定に基づく外務員の職務を行わなくなった旨の届出が出されている者の場合には、当該役職員の名簿（氏名及び外務員の職務を行わなくなった日が記載されているものとする。）の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとする。	2 前項の規定に基づき営業役職員の届出があった者について、退職等の理由により当該業務に従事しなくなった場合には、細則に定める様式により本会に届け出るものとする。 ただし、当該業務に従事しなくなった者が、同時に日証協外務員規則第10条第1項第3号の規定に基づく外務員の職務を行わなくなった旨の届出が出されている者の場合には、当該役職員の名簿（氏名及び外務員の職務を行わなくなった日が記載されているものとする。）の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとする。
3 (略)  (以下略)	3 (同 左)  (同 左)
<b>附 則</b>	
<p>1 <u>この改正は、平成29年6月8日から実施する</u>  <u>ただし、第11条及び第12条の改正については、平成30年3月31日から実施する。</u></p> <p>2 <u>この改正の施行の日前に改正前の規則第12条の規定による公認会計士又は監査法人の監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間を基準日として実施する監査については、なお従前の例によることができるものとする。なお、その場合の第11条第8項に規定する本会への届出については従前の監査報告書等を提出することができるものとする。</u></p>	